

「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令案（仮称）」に関する
意見募集について

平成26年8月19日
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

この度、厚生労働省では、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行等に伴い、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）について所要の改正を行うことを予定しております。

つきましては、下記のとおり御意見を募集いたします。皆様からいただいた御意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。

記

1 意見募集期間

平成26年8月19日（火）～ 平成26年9月17日（水）（必着）

2 意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。

（2）及び（3）でご提出いただく場合は、件名に「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見」と御記入願います。

なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

（2）郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課企画調整係あて

（3）FAXの場合

FAX番号 03-3595-2674

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課企画調整係あて

3 意見の提出上の注意

提出していただく意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、原則公表させていただき、その際、個人・法人の属性に関する情報についても併せて公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。